

## 江戸川区食育推進連絡会設置要綱

平成 22 年 3 月 1 日要綱第 140 号

(設置)

第 1 条 すべての江戸川区民が食生活を楽しみ、生涯にわたり心身ともに健康で豊かな人生を送ることを目的として策定された江戸川区食育推進計画を着実に推進するため、江戸川区食育推進連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 連絡会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 食育の普及啓発等食育推進に関すること。
- (2) 江戸川区食育推進計画の達成度の確認に関すること。
- (3) その他区長が必要と認めること。

(組織)

第 3 条 連絡会は、次に掲げる者のうちから、江戸川区長（以下「区長」という。）が委嘱し、又は任命する委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健・福祉・環境関係者
- (3) 教育関係者
- (4) 生産・小売業関係者
- (5) 区職員

2 前項に掲げる者のほか、区長が必要と認める者を委員に委嘱することができる。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から 2 年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 連絡会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選任する。
- 3 副会長は、会長が指名する。
- 4 会長は連絡会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 連絡会は会長が招集する。

- 2 連絡会は、半数以上の委員の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 連絡会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 4 連絡会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(報償)

第 7 条 第 3 条の委員（区職員を除く。）に対する報償は、別に定めるところにより予算の範囲内で支給する。

(庶務)

第 8 条 連絡会の庶務は、健康部健康サービス課において処理する。

(委任)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、連絡会の運営に関し必要な事項は、連絡会に諮り会長が定める。

付 則

この要綱は、令和 4 年 8 月 10 日から施行する。